

物品売買契約書(総価)

- 1 件 名
- 2 品名、規格及び数量 仕様書及び内訳書のとおり
- 3 納入場所
- 4 納入期限 令和 年 月 日まで
- 5 契約金額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 6 契約保証金 ￥ ー
- 7 専属的管轄裁判所 広島地方裁判所

上記の物品売買について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって物品売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印をして、各自その1通を所持する。

ただし、契約書の作成に代えて、契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当該電磁的記録に地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

発注者

受注者